

点検した結果を記載してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>I 基本方針</b>							
1. 基本方針 【介】	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	基準第193条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【予】	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。	(予防基準第265条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>II 人員基準</b>							
1. 福祉用具専門相談員等の員数 【介】 【予】	福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2人以上となっていますか。 → 下記の数値を記載してください。(令和 年 月実績) ① 常勤専従職員の人数 ( 人) ② 常勤職員1人当たりの1か月の通常勤務すべき時間 ( 時間) ③ 非常勤・非専従福祉用具専門相談員の1か月の勤務時間合計 ( 時間) ④ (③÷②) + ①の値(小数点以下第2位切り捨て) ( )	第194条 (第266条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具専門相談員は必要な要件を満たしていますか。 □介護福祉士 □義肢装具士 □社会福祉士 □保健師 □看護師又は准看護師 □理学療法士 □作業療法士 □都道府県知事が指定した講習課程を修了した者 (福祉用具専門相談員指定講習修了者) □都道府県知事が同程度以上の講習を受けたと認められる者※ (初任者研修終了者、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程(旧課程)修了者、訪問介護に関する1級・2級課程(旧課程)修了者) ※平成28年4月1日以降は福祉用具専門相談員としての業務はできません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
2. 管理者 【介】【予】	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	第195条 (第267条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。(管理業務に支障はないですか。) → 下記の事項について記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務の有無 (有・無)</li> <li>・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 ( )</li> <li>・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は全ての事業所名 職種名 事業所名 : ( ) 事業所名 : ( ) サービス種別 : ( ) サービス種別 : ( ) 職種名 : ( ) 職種名 : ( )</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 別紙(様式1-1)「従業員の勤務の体制及び勤務実績一覧表」を作成のうえ添付してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>Ⅲ 設備基準</b>							
1. 設備及び備品等 【介】【予】	福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えていますか。 ※なお、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は機材を有しないことができるため、以下の設問について回答する必要はありません。	第196条 (第268条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【福祉用具の保管のための設備】 清潔ですか。 消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することができますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【福祉用具の消毒のために必要な器材】 指定福祉用具(指定介護予防福祉用具)貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果が得られていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>IV 運営基準</b>							
1. 内容及び手続きの説明及び同意 【介】 【予】	事業所の概要、重要事項(※1)について記した文書を交付し(※2)、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※1 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※2 文書の交付は、電磁的方法でも可。	第205条： 第8条準用 (第276条： 第49条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 提供拒否の禁止 【介】 【予】	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ① 当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)を提供することが困難な場合	第205条： 第9条準用 (第276条： 第49条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. サービス提供困難時の対応 【介】 【予】	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じていますか。	第205条： 第10条準用 (第276条： 第49条の4準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 受給資格等の確認 【介】 【予】	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第205条： 第11条準用 (第276条： 第49条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 要介護(要支援)認定の申請に係る援助 【介】 【予】	利用申込者が要介護(要支援)認定を受けていない場合、既に要介護(要支援)認定の申請をしているか確認していますか。	第205条： 第12条準用 (第276条： 第49条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者が要介護(要支援)認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 心身の状況等の把握 【介】 【予】	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第205条： 第13条準用 (第276条： 第49条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携 【介】 【予】	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護(介護予防)支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第205条： 第14条準用 (第276条： 第49条の8準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【介】【予】	利用者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第205条： 第15条準用 (第276条： 第49条の9準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 【介】【予】	居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第205条： 第16条準用 (第276条： 第49条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 【介】【予】	利用者が居宅（介護予防）サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	第205条： 第17条準用 (第276条： 第49条の11準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 身分を証する書類の携行 【介】【予】	従業員に身分証を携行させ、求めに応じて提示するよう指導していますか。	第205条： 第18条準用 (第276条： 第49条の12準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. サービスの提供の記録 【介】【予】	介護サービスを提供した際の記録には、次の内容を書面に記録していますか。 ・提供日開始日及び終了日 ・用具貸与の種目及び品名 ・サービス費の額及びその他必要な事項	第205条： 第19条準用 (第276条： 第49条の13準用) 堺市条例第3条 (第7条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者（利用者ごとに記録簿を作成して）に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、提供日から5年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
13. 利用料等の受領 【介】【予】	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第197条 (第269条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	数箇月分の利用料を前払いにより徴収している場合、要介護認定の有効期間を超えて徴収していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合や、福祉用具の搬出入に特別な措置(通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等)が必要な場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 領収証 【介】【予】	サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条 (法第53条： 法第41条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則第65条 (施行規則第85条： 施行規則第65条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 保険給付の請求のための証明書の交付 【介】【予】	法定代理受領サービスではない、福祉用具貸与に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	第205条： 第21条準用 (第276条： 第50条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の基本取扱方針 【介】【予】	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、目標を設定し、計画的に行われていますか。	第198条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を提供していますか。	第198条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第198条 (第277条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	(第277条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
16. 指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の基本取扱方針 【介】【予】	利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たっていますか。	(第277条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	(第277条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の具体的取扱方針 【介】【予】	福祉用具貸与に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じていますか。	第199条 (第278条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、利用者又はその家族に対し同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、十分な説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者等からの要請等に応じて、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 ※福祉用具の修理に当たっては、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
居宅(介護予防)サービス計画に福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅(介護予防)サービス計画に記載されるよう必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
サービス担当者会議の開催を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
18. 福祉用具貸与計画の作成 【介】【予】	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）計画を作成していますか。 (特定福祉用具販売の利用があるときは特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成すること。)	第199条の2 (第278条の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）計画書は居宅（介護予防）サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）計画書の内容について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）計画書利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防福祉用具貸与の提供にあたって、福祉用具専門相談員は、サービスの提供の開始時から必要に応じ、利用者の状態把握（モニタリング）を行っていますか。	(第278条の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防福祉用具貸与の提供にあたって、福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、介護予防支援事業者に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 利用者に関する市町村への通知 【介】【予】	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・ サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・ 偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第205条： 第26条準用 (第276条： 第50条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 管理者の責務 【介】【予】	管理者は、従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に対して必要な指揮命令を行っていますか。	第205条： 第52条準用 (第276条： 第52条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
21. 運営規程 【介】【予】	以下の事項を運営規程に定めていますか。 □事業の目的及び運営の方針 □職員の職種、員数及び職務内容 □営業日及び営業時間 □福祉用具貸与の提供方法、取扱い種目及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □虐待防止に関する条項 □その他運営に関する重要事項	第200条 (第270条)	□	□		□	□
22. 勤務体制の 確保等 【介】【予】	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制 (日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	第205条： 第101条準用 (第276条： 第120条の2第1項 及び第2項準用)	□	□		□	□
	当該事業所の福祉用具専門相談員によってサービスを提供していますか。		□	□		□	□
23. 適切な研修 の機会の確保及 び福祉用具専門 相談員の知識・ 技能の向上等 【介】【予】	福祉用具専門相談員に対して研修の機会を確保していますか。	第201条 (第271条)	□	□		□	□
	福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、特定福祉用具貸与の目的を達成 するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。		□	□		□	□
24. 福祉用具の 取扱い種目 【介】【予】	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応するため、できる限り多くの種類の 福祉用具を取り扱うようにしていますか。	第202条 (第272条)	□	□		□	□
25. 衛生管理等 【介】【予】	福祉用具専門相談員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていま すか。	第203条 (第273条)	□	□		□	□
	回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法 により速やかに消毒を行っていますか。		□	□		□	□
	既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保 管していますか。		□	□		□	□
	福祉用具の保管又は消毒を委託等による場合においては当該委託等の契約の内 容において保管又は消毒が適切な方法により行われていることを確認していま すか。		□	□		□	□
	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつて は、当該事業者の業務の実施状況について、定期的に確認し、その結果等を記 録していますか。		□	□		□	□

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
26. 掲示及び目録の備え付け【介】【予】	事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示していますか。	第204条 (第274条) 堺市介護保険施行規則第51条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 運営規程の概要(目的、方針、営業日時、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 従業員の勤務体制		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 秘密保持と個人情報の保護(使用同意など)について		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 事故発生時の対応(損害賠償の方法を含む)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先(事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 指定書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	取扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. 秘密保持等【介】【予】	正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第205条： 第33条準用 (第276条： 第53条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を個別に書面により得ていますか。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28. 広告【介】【予】	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第205条： 第34条準用 (第276条： 第53条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29. 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止【介】【予】	居宅介護(介護予防)支援事業者又はその従業者に対して、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第205条： 第35条準用 (第276条： 第53条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30. 苦情処理【介】【予】	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。	第205条： 第36条準用 (第276条： 第53条の8準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情件数 : 月平均 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 : 有 ・ 無						
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
31. 地域との連携 【介】【予】	事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	第205条： 第36条の2準用 (第276条： 第53条の9準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32. 事故発生時の対応 【介】【予】	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	第205条： 第37条準用 (第276条： 第53条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33. 会計の区分 【介】【予】	他の事業との会計を区分していますか。	第205条： 第38条準用 (第276条： 第53条の11準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34. 記録の整備 【介】【予】	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第204条の2 (第275条) 基準条例第3条 (第7条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護サービスの提供に関する記録（福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）計画、サービス実施記録等）を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35. 高齢者虐待の防止 【介】【予】	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
35. 高齢者虐待の防止 【介】【予】	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36. 変更の届出 【介】【予】	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、速やかに変更の届出を行っていますか。</p> <p>【厚生労働省令届出事項】</p> <p>(1) 事業所の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>(4) 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>(5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>(6) 福祉用具の保管及び消毒の方法(委託の場合は当該事業者の名称及び所在地、契約の内容)</p> <p>(7) 運営規程</p> <p>(8) 居宅介護(介護予防)サービス費の請求に関する事項</p> <p>(9) 役員の氏名、生年月日及び住所</p>	<p>法第75条</p> <p>施行規則第131条</p> <p>(法第115条の5</p> <p>施行規則第140条</p> <p>の22)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>V 業務管理体制の整備</b>							
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	1 事業者（法人）内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 或いは、周知されていますか。 (周知方法： )	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 法令遵守責任者の選任【全ての法人】 事業者（法人）において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出て いますか。 法令遵守責任者の届出 済 . 未済 所属・職名 氏 名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 法令遵守規程の整備【事業所（施設）数が20以上の法人のみ】 事業者（法人）において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知して いますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 規程の概要の届出 済 . 未済		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 業務執行の状況の監査【事業所（施設）数が100以上の法人のみ】 事業者（法人）において、業務執行の状況の監査を定期的実施して いますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 監査の方法の概要の届出 済 . 未済		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け 出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅 滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	<p>3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。</p> <p>※ 所管庁（届出先）</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>◎すべての指定事業所等が指定都市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長（介護事業者課）</p> <p>◎地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者 ⇒堺市長（介護事業者課）</p> <p>◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事（福祉部高齢介護室介護事業者課）</p>	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>VI 介護給付費関係</b>							
1. 福祉用具 (介護予防福祉用具) 貸与費 【介】 【予】	現に(介護予防)福祉用具貸与に要した費用の10分の1単位(1単位未満四捨五入)で算定していますか。	算定基準 別表の11注1 (予防算定基準 別表の11注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	搬出入に要する経費は、現に(介護予防)福祉用具貸与に要した費用に含まれていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 【介】 【予】	厚生労働大臣が定める地域(能勢町(東郷、田尻、西能勢)、太子町(山田)及び千早赤阪村)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合、個々の福祉用具ごとに(介護予防)福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算していますか。	算定基準 別表の11注3 (予防算定基準 別表の11注3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与 【介】 【予】	軽度者に対して、次に掲げる福祉用具貸与費を算定していませんか。 【要介護1】 【要支援1・2】 ・車いす及び車いす付属品 ・特殊寝台及び特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具及び体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト 【要介護1～3】 【要支援1・2】 ・自動排泄処理装置	算定基準 別表の11注4 (予防算定基準 別表の11注4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	例外として算定する場合は、厚生労働大臣が定める者(※)であって、適切なケアマネジメントにより必要と判断されていますか。また、判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行っていますか。  ※「厚生労働大臣が定める者」については、「利用者等告示」第31号イを参照してください。また、その他当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-9-(2)及び「予防留意事項」2-11-(2)を参照してください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その場合、確認に用いた文書等をサービス記録と合わせて保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由 (別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
4. 端数処理 【介】【予】	単位数算定の際の端数処理 ・ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。	留意事項2-1-(1) (予防留意事項2-1-(1))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	金額換算の際の端数処理 ・ 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. サービス種類相互の算定関係 【介】【予】	利用者が下記のサービスを受けている間、福祉用具貸与費（介護予防福祉用具貸与費）を算定していませんか。 ①（介護予防）特定施設入居者生活介護 ②（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ③地域密着型特定施設入居者生活介護 ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	算定基準 別表の11注5 (予防算定基準別表の11注5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### 【根拠条文について】

法：介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

予防基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）

解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

算定基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

予防算定基準：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令告示第127号）

留意事項：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

予防留意事項：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

利用者等告示：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）

基準条例：堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第58号）